

# 役員等報酬手当等に関する規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀三福社会（以下「法人」という。）の役員等の報酬手当、慶弔金及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

## 第2章 報 酬 等

(報酬手当)

第3条 役員等の報酬手当については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員等が評議員会、理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員

1日 10,000円（源泉徴収後の額）

(2) 理事、監事

1日 10,000円（源泉徴収後の額）

3 領収書をもって、その都度現金で支払う。

(交通費)

第4条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、役員等の住居地が、和歌山県内は5,000円、和歌山県外は7,000円を支払う。

2 領収書をもって、その都度現金で支払う。

(費用弁償)

第5条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

## 第3章 慶 弔

(慶弔金・香華料)

第6条 役員等又は役員等の親族が死亡したときは、職員の基準に準ずるものとする。

#### 第4章 附 則

(改正)

第8条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人紀三福社会評議委員会の議決により行うものとする。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。